



## 介護保険

# サービスあれこれ

### 福祉用具の購入費を助成

要支援以上のかたで、指定された 腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトの吊り具部分 を購入する場合、年10万円を限度に、購入費の9割を助成します。領収書と用具のパンフレットの写しを添えて介護保険課に申請し

### 住宅改修費の支給

要支援以上のかたで、いま住んでいる(住民票のある)住宅に、指定された 手すりの取付 段差の解消 滑りの防止・移動の円滑化などのための床材の変更 引き戸などへの扉の取替 和式から洋式便器への取替 などの工事を行った場合、20万円を限度に改修費の9割を助成します。

内容によっては、介護保険の対象にならない場合がありますので、工事内容や申請方法を、必ず事前に介護保険課またはケ

### 介護用品の購入費を助成

要介護4または要介護5と認定されたかたを在宅で介護しているご家族が対象です。

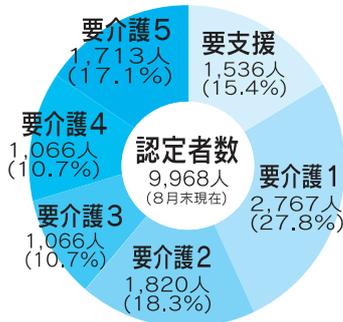
1か月5千円を限度に、介護用品(紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー)の購入費を助成します。3か月ごとに、購入者と品名がわかる領収書を添えて介護保険課に申請してください。

### 介護慰労金を支給

要介護4または要介護5と認定されたかたを在宅で介護している市民税非課税世帯が対象です。

1年間介護サービスの利用がなかった場合(入院期間は除く)、年間10万円の慰労金を支給します。

## 秋田市の介護保険認定者数



秋田市の介護保険認定者数は、今年八月末現在で九千九百六十八人。昨年同時期と比べ千九百三十三人増加し、六十五歳以上の市民のほぼ六人に一人が認定を受けている状態です。特に要介護1と認定され

## 訪問介護の利用が大幅増

介護サービスの利用件数も増えてきました。特にホームヘルパー派遣などの訪問介護が、前年と比べ九千六百五件増の利用となっています。

### 不満や疑問は遠慮なく相談を

今年五月に実施した在宅サービス利用者五百人へのアンケートでは、「ヘルパーの利用時間が少ない」「デイサービスの食事が合わない」「ショートステイが緊急時に利用できない」などの意見もありました。サービスに対する不満や疑問はケアマネジャーに遠慮なく相談し、より自分に合ったサービスを受けられるようにしていきます。

## 主な介護サービスの種類と平成13年度の利用件数

サービスの種類	件数(前年比)	サービスの主な内容
訪問介護	22,050件 (+9,605)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの家事援助をします
訪問入浴介護	1,678件 (+264)	家庭を訪問して入浴の介助をします
通所介護 デイサービス	16,766件 (+3,931)	デイサービスセンターに通所して、食事や入浴などができます
短期入所 ショートステイ	4,173件 (+1,266)	特別養護老人ホームなどへ短期入所ができます
福祉用具貸与・購入	8,214件 (+5,203)	車いすやベッドなどのレンタル料や、排せつ、入浴に使う用具の購入費を支給します
住宅改修費	582件 (+309)	自宅での手すりの取付や段差解消などの改修費を支給します
施設サービス		
介護老人福祉施設	9,506件 (+1,694)	特別養護老人ホームで、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理などを行います
介護老人保健施設	14,529件 (+1,169)	老人保健施設で、看護、医学的管理下における介護および機能訓練などを行います
介護療養型医療施設	3,705件 (+752)	療養型病床群、老人痴呆性疾患療養病棟および介護力強化病院で、療養上の管理、看護など

るお金

財政調整基金…介護サービスの提供に必要な費用が不足した場合、その財源に充てるお金

なお、十三年度は六十五歳以上の保険料が半年間半額の特別対策があり、国からその分が交付されています。

保険料は、いったん国の機関に集められ、そこから総事業費の三十三分が市に交付されるため剰余金はありません。

## グラフ2 介護保険事業に入ったお金

